平成２４年（フ）第２４７１号
福岡市東区原田２丁目29番11―511号
債務者　喜川　政治
1　決定年月日時　平成25年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４８７号
福岡県古賀市日吉１丁目１番10号
債務者　平田　　稔
1　決定年月日時　平成25年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４８８号
福岡県古賀市日吉１丁目１番10号
債務者　平田　保子
1　決定年月日時　平成25年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８号
福岡市博多区博多駅東３丁目10番26号
債務者　篠原　和信
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７号
福岡市南区柳河内２丁目３番11―102号
債務者　的野　道明
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２９号
福岡県筑紫野市針摺西１丁目６番27―202号602号
債務者　小池　光博
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３５号
福岡市博多区東那珂１丁目16番３号
債務者　村上　輝美
1　決定年月日時　平成25年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３６５号
長崎県長崎市滑石３丁目28番13号、前住所長崎市横尾３丁目36番９号ハイユニメントエル川原201号
債務者　相川多寿子
1　決定年月日時　平成25年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２号
大分県中津市大字下池永120番地11　ストリーム福沢102号
債務者　石橋　直樹
1　決定年月日時　平成25年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第４号
宮崎県日南市吾田東８丁目８番６―216号
債務者　衞藤　美則
1　決定年月日時　平成25年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２５年（フ）第１号
宮崎県小林市細野67番地１レジデンス高村102号
債務者　中川　英樹（旧姓伊地知）
1　決定年月日時　平成25年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第４２３号
愛知県一宮市末広３丁目９番６号　末広荘６号
債務者　西垣　美保
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第５２号
兵庫県南あわじ市広田広田611番地１、前住所兵庫県南あわじ市広田広田532番地
債務者　堂村由美子
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第５９号
佐賀県佐賀市八戸２丁目６番22号
債務者　有安　吉子
1　決定年月日時　平成25年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３号
佐賀県佐賀市日の出１丁目13―55、住民票上の住所佐賀県小城市小城町晴気1129番地
債務者　岡　　愛子
1　決定年月日時　平成25年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３１号
富山市婦中町袋316番地５
債務者　大島　大輔
1　決定年月日時　平成25年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７３号
富山市豊島町２番21―202号　県営住宅、前住所富山市水橋辻ヶ堂1275番地　ライトブルー201号
債務者　石黒　眞一
1　決定年月日時　平成25年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
富山地方裁判所民事部